

お客様各位

最近、市販薬の不適正使用による健康被害が報告されています。
医薬品のご使用に際しては、『添付文書』をよくお読みいただき、
用法・用量を厳守するようお願い申し上げます。
また、一部の医薬品^{*}の販売につきましては、法令で、原則として、
一人一包装（一箱、一瓶等）であり、
以下のことを確認することが定められております。

- 一包装を超えて購入しようとする場合はその理由
- 若年者（高校生、中学生等）のお客様につきましては、
身分証等により、氏名及び年齢
- 他の販売店においての当該医薬品の購入履歴

※咳止め薬、鼻炎用内服薬、解熱鎮痛薬、かぜ薬の一部の医薬品

(公社)日本薬剤師会、日本 OTC 医薬品協会、(一社)岐阜県薬剤師会 監修：厚生労働省